

2021年5月26日

中央大学

学部学生の学費納入期限に係る特例措置について(お知らせ)

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び国による緊急事態宣言の発令に伴う学費負担者の皆様の経済的な影響等を踏まえ、学部学費に係る取り扱いの一部について、2021年度前期(春学期)における特例措置として、下記のとおり期限を延長いたしますので、お知らせします。

記

【学部学費の特例措置】

全期及び前期(春学期)学費の延納手続完了者納入期限

7月14日(水) から 7月30日(金)に変更

※納入期限の延長が必要な場合は、6月30日(水)までに延納願を所属学部事務室に提出してください。延納手続きの詳細については、学生ポータルサイト「C plus」のお知らせを確認してください。

※新入生は延納手続きの対象者となりませんのでご注意ください。

以上

<お問い合わせ先>

※本学公式 Web サイトお問い合わせフォームからお問い合わせください。

(延納手続きについて)

所属学部事務室

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/>

(学費について)

経理部経理課学費担当

<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=127>